

資産運用を通じた社会への貢献

責任投資原則(PRI)にもとづく資産運用

当社は、責任ある機関投資家として社会的責任をより一層果たしていくためには、投融資活動を通じて社会や環境により良い影響を及ぼし、持続可能な社会の実現に貢献していくことが不可欠であると考えています。

こうした考えのもと、2007年3月に、国連が支援する「責任投資原則(PRI)」^(※)に、日本の生命保険会社として初めて署名しました。

当社は、同原則にもとづく環境・社会・企業統治(ESG)の課題に十分配慮し、持続可能な社会の実現に向けた資産運用を推進しています。

<ESGの課題>

Signatory of:



項目	概要
環境(Environmental)	地球温暖化、エネルギー・資源の枯渇、食料・水の問題、生物多様性など
社会(Social)	消費者利益の保護、雇用・人権問題、格差問題など
企業統治(Governance)	コンプライアンス、適正な情報開示およびガバナンスの実現など

(※) 責任投資原則(PRI: Principles for Responsible Investment)とは、2005年に当時の国連事務総長であったコフィー・アナン氏が金融業界に対して提唱した原則です。投資の意思決定プロセスや株式所有方針の決定に際して、環境・社会・企業統治(ESG)の課題を考慮し、受益者のために、より優れた長期的な投資効果と持続的な金融市場を実現していくための行動規範です。

責任投資原則(PRI)活動への具体的な取組み

当社では、ESG要素を含むサステナビリティ課題を考慮した資産運用を推進するため、「サステナブル投融資基準」を定めています。基準にもとづく主なサステナブル投融資手法は以下のとおりです。

1. 投融資プロセスへのESG要素を含むサステナビリティ課題の組み込み

【インテグレーション】

株式や債券等の有価証券、不動産および貸付等の投融資の際に、投融資先企業の財務情報に加え、サステナビリティ等の非財務情報に関する企業評価を取り入れることで、長期的な投資成果の向上とともに、PRIにもとづく使命を果たすよう努めています。

【ネガティブスクリーニング】

当社では、反社会的行為に関与していると判断される場合や、非人道的兵器・核兵器製造への関与が確認された場合などには、直接投融資を原則禁止としています。また、気候変動への影響が大きい特定事業^(※)や、パーム油関連企業への新規の直接投融資を原則禁止とするほか、取引先や投融資先でサステナビリティに関わる不祥事が発生した場合や、ESG要素を含むサステナビリティ課題等に重大な問題がある場合には、必要に応じて、直接コミュニケーションを取るなど状況を把握したうえで、当該基準にもとづき投融資の可否を検討します。

(※) 石炭火力発電関連事業(国際原則等にもとづきトランジションに資すると当社が判断した案件を除く)、石炭採掘事業、オイルサンド事業、北極圏野生生物国家保護区での石油・ガス採掘事業

2. サステナビリティ・テーマ型投融資

ESG要素を含むサステナビリティ課題を考慮し、持続可能な社会の実現に貢献できるテーマを持つ資産等への投融資に取り組んでいます。

また、投融資後も調達目的に沿った資金使途となっているか等について確認を行います。

サステナビリティ・テーマ型投融資の主な取組み事例	関連するSDGs
●グリーンボンド・ブルーボンド・トランジションボンド等への投資 再生可能エネルギー発電事業やエネルギー効率化事業等を資金使途とするグリーンボンドや、海洋環境の保全と持続可能な海洋経済活動の促進等を資金使途とするブルーボンド、脱炭素社会等へ移行するための事業等への資金供給を目的とするトランジションボンド等への投資を行っています。	
●ソーシャルボンド・オレンジボンド等への投資 少子高齢社会や開発途上国の教育・雇用支援、ジェンダー平等など国内外の社会問題解決に向け、ソーシャルボンド・オレンジボンド等への投資に取り組んでいます。	
●太陽生命サステナビリティ・ローンフレームワークを整備 投融資を通じて持続可能な社会の実現を推進するべく「グリーンローン」、「ソーシャルローン」、「サステナビリティ・リンク・ローン」「トランジションローン」「トランジション・リンク・ローン」を提供しています。	
●社会課題解決に向けたインパクトを追求する「インパクト投資」への取組み 投資リターンだけでなく、環境などの社会課題解決へのインパクトも追求する「インパクト投資」に取り組んでいます。	

日本版スチュワードシップ・コード

当社は、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》^(※)の趣旨に賛同し、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)や議決権行使などを通じて、当該企業の企業価値向上や持続的成長を促すことに努めています。

(※)日本版スチュワードシップ・コードとは、機関投資家が、顧客・受益者と投資先企業の双方を視野に入れ、「責任ある機関投資家」としてスチュワードシップ責任を果たすことを目的に、金融庁が公表している原則です。

議決権行使の取組み状況

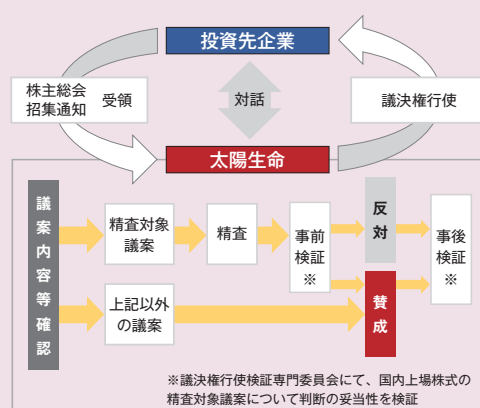
議決権行使にあたっては、日常的に投資先企業と「目的を持った対話」(エンゲージメント)を行うことにより、当該企業の持続的な成長を促すとともに、財務情報などの形式的な判断基準にとどまらず、環境・社会・企業統治(ESG)などの課題も踏まえ、賛否を判断するようにしています。

各議案の精査において建設的な対話を通じて、なお問題が改善されない場合や、株主価値を毀損するリスクが高いと判断される場合などは、当該議案に対して反対としています。

また、議決権行使における利益相反防止等を目的に社外委員も参加する議決権行使検証専門委員会が、議決権行使の判断の妥当性を検証しています。

なお、外部委託先に投資一任した株式については、投資一任先の議決権行使の判断基準にもとづきます。

【議決権行使プロセス】



責任投資に関するイニシアティブへの参画

テーマ	イニシアティブ	概要
インパクト	インパクトコンソーシアム	・インパクト創出に向けた投資指標や事例、対話・支援手法等の知見・課題について幅広く議論を行い、国内外のネットワークとの協働・対話を図るイニシアティブ。
	インパクト志向金融宣言	・日本の金融業界におけるインパクト志向の投融資の自律的・持続的な発展を目指し、企業の環境・社会問題の解決に資する取組みのインパクト測定やマネジメント等の議論を行うイニシアティブ。
協働対話	気候変動 ClimateAction100+ 	・機関投資家で協働し、温室効果ガス排出量の多い企業や政府に対し、排出量削減、情報開示強化等を求める対話を行うイニシアティブ。 ・2023年8月に、「Supporter（支援者）」として参画を表明。
	人権 advance 	・PRIが設立した社会課題・人権に関する協働エンゲージメントを行う国際イニシアティブ。 ・2022年9月に、「Endorser（賛同者）」として参画を表明。
	生物多様性 spring 	・PRIが設立した生物多様性に関する協働エンゲージメントを行う国際イニシアティブ。 ・2024年1月に、「Endorser（賛同者）」として参画を表明。

ファイナンスド・エミッション(投融資先のGHG排出量)削減への取組み

●ファイナンスド・エミッション削減目標

・T&D保険グループでは、自社が排出するGHG排出量のネットゼロに取り組むとともに、機関投資家としてファイナンスド・エミッションについても2030年度までに2020年度比▲50%、2050年度までにネットゼロとする削減目標を設定し、社会全体の排出量削減に貢献することを目指しています。

目標	2030年度までに2020年度比▲50%削減 2050年度までに2020年度比ネットゼロ
----	---

※資産の増減の影響を除く「投融資残高あたりの排出量（原単位）」ベース
※対象：国内上場企業の株式、社債、融資

●ファイナンスド・エミッション削減状況

・ファイナンスド・エミッション（2024年度実績）は、投融資残高あたり排出量ベース（原単位）で、2020年度から▲50.1%の削減率となりました。引き続きファイナンスド・エミッション削減に向け、投融資先企業との対話を通じたGHG排出量削減の促進等に取り組めます。